別表

助　成　事　業		事業実施団体等	助成対象経費	助成金の額
指導者養成事業	【指導者派遣研修事業】 本県の中堅の体育・スポーツ指導者の資質の向上を図ることを目的として，国内で開催される研修，大会視察等に指導者を派遣する事業（期間はおおむね10日間以内とする。）	本県の体育・スポーツ団体	指導者を研修等に派遣する経費に要する経費のうち次の経費。 研修期間中における旅費（交通費及び宿泊料）	助成対象経費に相当する額として理事長が予算の範囲内で定める額。 （ただし，１人１回当たり７万円を限度とする。）
	【指導者養成研修会開催事業】 本県の中堅の体育・スポーツ指導者の資質の向上を図ることを目的として，おおむね100名以上の受講者を対象として，本県内で研修会を開催する事業	本県で指導者養成研修会を開催する団体	研修会の開催に要する経費のうち次の経費。 謝金及び費用弁償，会場借上料，資料作成経費	同　上 （ただし，１事業当たり250万円を限度とする。）
競技力向上事業（休止中）	【合宿等経費助成事業】 本県の選手の競技力向上を図ることを目的として，選手を合宿，遠征，練習会等に派遣する事業	本県の体育・スポーツ団体	選手を合宿等に派遣する事業に要する経費のうち次の経費。 合宿等期間中における旅費（交通費及び宿泊料）	同　上 （ただし，１人１回当たり７万円を限度とする。）
	【競技用具等整備費助成事業】 本県の選手の競技力向上を図ることを目的として，競技用具等を整備する事業	同　上	競技用具等の整備等に要する経費のうち次の経費。 競技用具等の購入費，設置費	同　上 （ただし，１件当たり50万円を限度とする。）
大規模競技大会開催事業	本県で大規模競技大会（名称にかかわらず，西日本，全国又は世界各国から競技者が参加して行われる競技会）を開催する事業	同　上	大規模競技大会の開催に要する経費のうち次の経費。 謝金及び費用弁償，褒章品費，会場・設備借上料，プログラム等作成経費	同　上 （ただし，１大会当たり50万円を限度とする。）
スポーツキャンペーン等開催事業	県民のスポーツへの理解と関心を高めるために，本県でスポーツキャンペーン，スポーツイベントを開催する事業	本県でスポーツキャンペーン等を開催する団体	スポーツキャンペーン等の開催に要する経費のうち次の経費。 謝金及び費用弁償，旅費，褒章品費，会場・設備借上料，プログラム等作成経費	同　上 （ただし，１事業当たり300万円を限度とする。）
地域スポーツ振興事業	【総合型地域スポーツクラブ支援事業】 本県の総合型地域スポーツクラブの設立又は運営を支援する事業	総合型地域スポーツクラブ（設立準備中のものを含む）が所在する市町のスポーツ(体育)協会及び広島県スポーツ協会	総合型地域スポーツクラブの設立又は運営の支援に要する経費のうち次の経費。 謝金及び費用弁償，旅費，会場・設備借上料，資料作成経費	同　上 （ただし，１事業当たり80万円を限度とする。）
上記以外のスポーツ振興事業	上記の事業のほか，寄附行為第３条に定める財団の目的を達成するために必要な事業	本県の体育・スポーツ団体	事業の実施に要する経費のうち次の経費。 謝金及び費用弁償，褒章品費，会場・設備借上料	同　上 （ただし，１事業当たり200万円を限度とする。）